

令和6年3月28日(木)

令和6年第1回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

会 議 録

岸和田市貝塚市清掃施設組合

令和 6 年第 1 回岸和田市貝塚市 清掃施設組合議会定例会議事日程

〔 令和 6 年 3 月 28 日（木） 〕
午前10時 開 議

- | | | |
|------|---------|------------------------------------|
| 第 1 | | 会期決定について |
| 第 2 | 議案第 1 号 | 職員の再任用に関する条例の廃止について |
| 第 3 | 議案第 2 号 | 岸和田市貝塚市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の制定について |
| 第 4 | 議案第 3 号 | 令和 6 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算 |
| 第 5 | 議案第 4 号 | 公平委員会の委員選任につき同意を求めるについて |
| 追加日程 | | |
| 第 6 | | 一般質問 |
| 第 7 | 選挙第 1 号 | 管理者選挙について |

出席議員（14名）

1番	堺	谷	裕	2番	樽	谷	庄	道			
3番	長	谷	川	博	文	4番	八	野	裕	嗣	
5番	前	園	隆	博	6番	食	野	雅	由		
7番	岩	崎	雅	秋	8番	岸	田	厚			
9番	倉	田	賢	一	郎	10番	高	比	良	正	明
11番	反	甫	旭		12番	友	永	修			
13番	西	田	武	史	14番	昼	馬	光	一		

欠席議員（なし）

出席議事説明員

管 理 者	酒	井	了	副 管 理 者	永	野	耕	平
事 務 局 長	福	村	勲	事 務 局 次 長	上	村	昌	生
総 務 課 長	青	木	高	環 境 技 術 課 長	太	田	健	一

午前10時00分開会

○岸田 厚議長

皆さん、おはようございます。ただいまから令和6年第1回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を事務局から報告させます。

○事務局

議員出席状況についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

以上で報告を終わります。

○岸田 厚議長

ただいまの報告のとおり、出席議員14名をもちまして会議は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

次に、本日の会議録署名議員は、清掃施設組合議会会議規則第101条の規定により、私から、7番岩崎雅秋議員、9番倉田賢一郎議員を指名いたします。

次に、本定例会における議事説明員は、お手元にご配付しておりますとおりでありますので、ご報告いたします。

次に、令和5年9月分から令和6年1月分までの5か月分の例月出納検査結果報告につきましては、さきに議員各位にご送付いたしておりますとおりであります。

本件について質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

ないようですので、本報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日の1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は1日に決定いたしました。

次に、日程第2、議案第1号職員の再任用に関する条例の廃止についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。酒井了管理者。

○酒井 了管理者

おはようございます。ただいま上程の議案第1号岸和田市貝塚市清掃施設組合の職員の再任用に関する条例の廃止について、提案理由をご説明申し上げます。

職員の再任用に関する条例は岸和田市の例によるものとしていただいておりますが、定年の引上げを目的とした地方公務員法の改正に伴い、岸和田市の職員の再任用に関する条例が令和5年4月1日に廃止されたことから、本条例を廃止するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、事務局長に説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○岸田 厚議長

次に、詳細説明を求めます。福村事務局長。

○福村 勲事務局長

それでは、岸和田市貝塚市清掃施設組合の職員の再任用に関する条例の廃止につきましてご説明申し上げます。

本組合の条例は岸和田市の条例に準拠しておりますので、岸和田市の条例を基にご説明を申し上げます。

議案参考資料の議案第1号参考1ページをお願いいたします。

これは、岸和田市の職員の定年等に関する条例でございます。本組合の職員の定年等に関する条例は岸和田市の例によることとされております。この職員の定年等に関する条例につきましては、国家公務員の定年引上げ等を踏まえた地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を現行の60歳から65歳に2年度ごとに1歳ずつ段階的に引き上げるとともに、現行の再任用制度を廃止し、定年引

上げ期間中における経過措置としまして、現行の再任用制度と同様の制度を存置しようとするものであります。

また、公務の運営に著しい支障が生ずる場合を除き、60歳に達した管理監督職の職員について、管理監督職以外の職への降任等をさせる管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入しようとするものであります。

また、60歳に達した日以降、定年前に退職しました職員につきまして、本人の希望により定年まで短時間勤務の職に再任用することができる定年前再任用短時間勤務を導入しようすることから、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

資料7ページから11ページ、こちらの網かけ部分が再任用に関する部分でございます。岸和田市及び貝塚市でも職員の再任用に関する条例を廃止しており、それに伴う現行の再任用制度の経過措置として、附則条例第1条から第10条までで暫定再任用職員の任用等に関する所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

詳細説明は以上でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○岸田 厚議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案の

とおり可決されました。

次に、日程第3、議案第2号岸和田市貝塚市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。酒井了管理者。

○酒井 了管理者

ただいま上程の議案第2号岸和田市貝塚市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本組合の育児休業について、これまでは地方公務員の育児休業等に関する法律及び岸和田市貝塚市清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例を基に運用し、組合では職員の育児休業等に関する条例を制定していませんでした。岸和田市における育児休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づくもののほか、岸和田市職員の育児休業等に関する条例を定め運用しており、このたび、組合の育児休業についても、法以外の詳細な運用の準用根拠を明確にするため、岸和田市の条例に準じて本条例を制定しようとするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、事務局長に説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○岸田 厚議長

次に、詳細説明を求めます。福村事務局長。

○福村 勲事務局長

それでは、岸和田市貝塚市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例につきましてご説明いたします。

本組合は岸和田市の条例に準拠しておりますので、岸和田市の条例を基にご説明申し上げます。

議案参考資料の13ページをお願いいたします。

岸和田市職員の育児休業等に関する条例でございます。

第1条では、この条例制定の趣旨を定めており

ます。

第2条から第3条の2では、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において、条例で定める必要のあることについて定めております。

第4条では、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情について定めております。

第5条では、育児休業の承認の取消し事由について定めております。

第5条の2では、育児休業期間中の任期付採用職員の任期の更新について定めております。

第5条の3では、育児休業期間中の期末手当等の支給について定めております。

第6条では、職務復帰後における給与等の取扱いについて定めております。

第7条では、退職手当に関する育児休業期間中の取扱いについて定めております。

第8条から第11条までは、部分休業に関する取扱いについて定めております。

第12条では、妊娠または出産等において、申出があった場合における措置等について定めております。

第13条では、育児休業が円滑に活用されるよう、勤務環境の整備に関する措置について定めております。

第14条では、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しております。

なお、本組合における条例に基づく運用につきましては、令和6年4月1日から施行することとしております。

詳細説明は以上でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○岸田 厚議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。高比良議員。

○10番 高比良正明議員

育児休業につきましては、近年、組合で育児休業の利用者はおられたでしょうか。

○岸田 厚議長

青木総務課長。

○青木高志総務課長

お答えさせていただきます。

育児休業につきましては、幾つかの種類とか、あと条件がございまして、有給で利用できる育児休業と無給で利用できる育児休業がございます。有給で利用できる育児休業の対象者はおりませんが、無給での育児休業の部分休業利用者は1名おりました。その方は、平成30年度から令和3年度まで利用しておりました。

組合としましては、今後も職員が育児休業等を取得しやすい環境づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

育児休業以外にも特別休暇には女性特有の休暇もありますので、職員がそういった休暇等を取得しやすい環境づくりを推進していただきますようお願いをしておきます。

ほかにも、介護休暇や95年の阪神・淡路大震災を契機として見直されることとなったボランティア休暇もあるのでしょうか。また、酒井管理者にこれは伺うべきかと思いますが、貝塚市の条例と本組合等を比べまして、異なる休暇はあるのでしょうか。

○岸田 厚議長

青木総務課長。

○青木高志総務課長

お答えさせていただきます。

組合の休暇に関する取扱いに関しましては、岸和田市の例によるとということとされておるため、岸和田市にある休暇が組合でも取得できる休暇となっております。その中で、今、議員がおっしゃられました介護休暇につきましては組合にもございますけれども、ボランティア休暇につきましては、岸和田市にないため、組合でも取得することはできません。

また、あと貝塚市との休暇を比べた場合ですけ

ども、組合と貝塚市の休暇を比べさせていただいたんですけれども、大きく異なる休暇はございませんでした。

以上でございます。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

もう今日で最後なので、せっくなので酒井管理者のお声も伺いたかったなというところなんですけれども、提案といたしまして、ボランティア休暇は、企業であれば、社会貢献活動をすることによって社会的責任を果たすとの意思表示と社会からも受け取られます。企業と自治体は異なりますが、東京オリンピック・パラリンピックでは、助成金を出して企業におけるボランティア休暇制度の整備支援をしておりました。岸和田市では95年の阪神・淡路と2011年の東日本の2つの大震災、17年の台風21号の被害を経ても、きっかけとなっていなかったということです。1月1日の能登半島地震をきっかけにさせていただくとの意味で私が岸和田市議会の6月議会に提案いたしますので、岸和田市で条例改定がなされた際には遅滞なく組合でも制定をお願いして、質問を終わります。

○岸田 厚議長

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

質疑が終わったものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しまして
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案の

とおり可決されました。

次に、日程第4、議案第3号令和6年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算について、議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。酒井了管理者。

○酒井 了管理者

ただいま上程の議案第3号令和6年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本組合の令和6年度歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億6,059万6千円で、前年度に比べて11.9%、4億9,248万4千円の減額計上であります。

歳出につきましては、施設長寿命化のため、継続事業として実施しております大規模改修工事を引き続き着実に実施するとともに、構成市から排出される一般廃棄物を、法令を遵守し、環境に配慮しながら、安定的かつ安全に中間処理することを目的とした予算としております。

それらを実現するための歳入としては、構成市からの分担金、廃棄物処分手数料や電力売払い収入などの自己財源のほか、地方債などを可能な限り活用することとしております。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、事務局長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○岸田 厚議長

次に、詳細説明を求めます。福村事務局長。

○福村 勲事務局長

それでは、令和6年度一般会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を36億6,059万6千円と定めてございます。第2条では継続費、第3条では債務負担行為、第4条では地方債、第5条では歳出予算の流用について定めております。

次に、詳細について、まずは歳出からご説明いたします。

予算書の16、17ページをお願いいたします。

左ページの第1款第1項第1目議会費に384万4千円の計上で、前年度に比べ9.5%、33万3千円の増加でございます。

新たなものといたしましては、右ページ、事業別区分欄上から2番目、議会運営事業、第11節役務費手数料に8万5千円の計上で、本会議の録画編集手数料で、配信する録画を編集する必要がある場合に執行いたします。

次に、第2款第1項総務費第1目総務管理費に2億4,142万4千円の計上で、前年度に比べ3.7%、862万3千円の増加でございます。

詳細につきましては、右ページの事業別区分欄をお願いいたします。

職員給与費2億1,068万2千円は、会計年度任用職員5名を含む施設組合職員26名分の人件費等でございます。

次に、18、19ページをお願いいたします。

右ページ、事業別区分欄一番上、総務管理事業1,558万8千円は、組合運営に要する事務経費で、前年度に比べ86万3千円の増加でございます。

新たなものとしましては、第17節備品購入費、機械器具費で、本会議の録画用機材一式48万7千円とマイクバッテリーユニット5セット5万7千円の費用、また、第18節負担金補助及び交付金の負担金において、令和6年度より新たに導入することになった発電側課金120万円を含めた負担金がございます。この発電側課金は、これまで小売電気事業者が全て負担してきた送配電設備の維持・拡充に必要な費用を発電事業者にも一部の負担を求め、より公平な費用負担とする制度でございます。

次の電算システム運用事業に1,377万円の計上で296万8千円の増加、これは局内のネットワークやOA機器などのシステム保守のほか、財務会計システム構築業務委託料、電算機器賃借料などでございます。

次に、リサイクル啓発事業に131万円の計上で、3Rふれあいフェア、3R啓発事業委託料など、啓発事業の運営に必要な経費で8万2千円の増加でございます。

次に、20、21ページをお願いいたします。

右ページ、事業別区分欄一番上、情報公開・個人情報保護事業に7万4千円の計上で、情報公開・個人情報審査会の委員報酬及び費用弁償で、前年度と同額でございます。

次に、左ページ、第2目公平委員会費7万3千円、その下、第3目監査委員費15万4千円は、それぞれ委員報酬及び費用弁償で、前年度と同額でございます。

次に、同じく左ページ中ほど、第2項施設費第1目施設管理費に30億2,435万7千円の計上で、前年度に比べ16.5%、5億9,609万9千円の減少でございます。

この減少の主な要因としましては、令和元年度から5年度までの事業であったごみ処理施設基幹的設備改良事業が終了したことによるものでございます。

それでは、右ページ、事業別区分欄に沿ってご説明いたします。

ページ中ほど、施設管理運営事業14億7,002万2千円は、クリーンセンターの運転管理等に要する経費で、主なものは第10節需用費で、焼却プラント関係の薬品などの消耗品に2億7,052万7千円、電気、下水道等の光熱水費に9,367万8千円、第11節役務費で、主に焼却灰の運搬費として通信運搬費に2,274万4千円、第12節委託料で、工場の運転管理や焼却灰の処分等の施設維持業務委託料に10億886万4千円、第15節原材料費で、機械、設備の修繕や更新のための部品等に4,463万5千円でございます。

次に、22ページ、23ページをお願いいたします。

右ページ、事業別区分欄の大阪湾圏域広域処理場整備事業1,217万1千円は、大阪湾広域廃棄物処理埋立処分場建設委託料でございます。

次のクリーンセンター維持補修事業15億4,216

万4千円は、定期点検整備工事などの施設維持に要する経費で、主なものは焼却炉、コンベヤなどの修繕料として第10節需用費に1億1,377万2千円、第14節工事請負費が10億4,795万8千円で、これは施設全般に係る定期点検整備などに5億2,127万円、令和6年度から3年間の継続事業として取り組みますクリーンセンター大規模改修工事のリサイクルプラザ棟建物改修事業費2億円を含むものでございます。

次に、第15節の原材料費で、主に定期点検整備などの工事に伴う3億6,900万9千円でございます。

次に、左ページ中ほど、第3款第1項公債費は、令和5年度末現在の未償還残高見込額49億8,797万8千円に対する償還元金及び利子で、第1目元金が3億5,544万9千円で、前年度に比べ27.8%、7,730万円の増加、第2目利子が3,229万5千円で、前年度に比べ116%、1,735万9千円の増加でござい

ます。この後ご説明いたしますが、本予算に計上しております令和6年度借入れ予定の組合債4億5,580万円を含めると、令和6年度末の未償還元金は50億8,832万9千円となる見込みでございます。なお、今後は施設の更新、改修や災害復旧に係るものに加えて、ごみ処理施設基幹的設備改良事業とクリーンセンター大規模改修事業に対する起債の償還も始まることから、年次的に償還額が増加し、年間約6億円から7億円の償還となっていく見込みでございます。

次に、一番下、第4款第1項第1目予備費は300万円で、前年度と同額でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

予算書の12、13ページをお願いいたします。

左ページ、第1款第1項分担金第1目組合市分担金が24億8,882万円で、前年度と比べ6.5%、1億5,142万5千円の増加でございます。

両市の分担は、2割を均等割、8割は人口割によることが定められております。令和2年度国勢調査結果を基に、この割合で算出した構成市分担

金及び負担率は、右ページ、説明欄のとおり、岸和田市16億2,868万4千円、65.44%、貝塚市8億6,013万6千円、34.56%でございます。

次に、左ページ、第2款使用料及び手数料第1項使用料第1目総務使用料が155万6千円で、前年度と比べ5.8%、8万5千円の増加でござい

ます。主なものは、右ページ説明欄のとおり、組合所有土地使用料及び附属駐車場使用料でござい

ます。次に、第2款使用料及び手数料第2項手数料第1目焼却手数料は4億1,505万9千円で、前年度に比べ24.2%、8,086万6千円の増加でござい

ます。これは、料金改正の緩和措置にて令和6年度に第2回目の改正が行われることによる増加を見込んでおります。次に、第3款第1項第1目繰越金は1千円で、前年度と同額でござい

ます。次に、第4款諸収入第1項第1目雑入が2億9,936万円で、前年度に比べ5.7%、1,612万9千円の増加でござい

ます。主に金属類等売払収入及び電力売払収入の上昇傾向などを見込んだものでござい

ます。次に、第5款第1項組合債第1目清掃施設整備事業債が4億5,580万円で、前年度に比べ49.2%、4億4,060万円の減少でござい

ます。これは、ごみ処理施設基幹的設備改良事業費の皆減によるものでござい

ます。次に、14、15ページをお願いいたします。左ページ、国庫支出金、国庫補助金でござい

ますが、こちらも令和元年度から令和5年度まで行

われておりましたごみ処理施設基幹的設備改良事業が終了したことにより皆減となっております。以上が歳入歳出の説明でござい

ます。続きまして、予算書2ページ、3ページにお戻り願います。ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の総括表でござい

ます。次に、4ページをお願いいたします。予算第2条に定める継続費でござい

リサイクルプラザ棟のクリーンセンター大規模改修事業に係る継続費でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

予算第3条に定める債務負担行為でございます。これは、発電機用電圧・無効電力調整装置購入のための債務負担行為ですが、発注から納品までに期間がかかるため、債務負担行為を行うものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

予算第4条に定める地方債でございます。清掃施設整備事業として2億7,580万円、クリーンセンター大規模改修事業として1億8,000万円を限度額として定めようとするものでございます。

ただいまの事業も含め継続費、債務負担行為及び地方債に関する調書並びに給与費明細書につきましては、24ページ以降に記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、組合分担金につきましては、現時点では岸和田市の令和6年度一般会計予算が議決されておきませんので、岸和田市の分につきましては、岸和田市議会で可決された後に確定となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○岸田 厚議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありますか。八野議員。

○4番 八野裕嗣議員

19ページのリサイクル啓発事業について、少しお伺いします。こちら委託料で、その他委託料ということで上がっておるんですけども、例えばイベントをされたりとか3Rふれあいフェア以外に何かPRとかで使ってはとるかというのはありますでしょうか。

○岸田 厚議長

青木総務課長。

○青木高志総務課長

この委託料につきましては、3Rフェアの警備とか、あとイベント開催の費用、あとワークショップのお金になっておりますので、この委託料で

PR等している分は含まれておりません。PRに関しましては、フェアのチラシやポスター、これは印刷製本費で、チラシにつきましては2万2,700枚作りまして、ポスターにつきましては140枚、大きな分を作りまして、学校に配布したりとかかせていただいております。

以上でございます。

○岸田 厚議長

八野議員。

○4番 八野裕嗣議員

ありがとうございます。クリーンセンターというお仕事柄、なかなか広報とかにお金を割けないというのはよく分かるんですけども、今後SDGsの観点からとかでも、環境問題ってすごい大事なことやと思いますので、例えばこういうクリーンキャンペーンとか、貝塚市や岸和田市の廃棄物対策課や環境衛生課が何かやるときに一緒にチラシ配ってもらったりとか、そういった機会を捉えてリサイクルに対する啓発というのは必要かなと思うんですけども、今後そういったところで何か考えてはることとかあれば、聞かせていただけますか。

○岸田 厚議長

青木総務課長。

○青木高志総務課長

今、今年度でそういった予定はございませんけれども、うちのほうとしましても、これをもっとPRするために、いろいろ、どういった方法がいいかということなどを含めまして、ご検討させていただきたいと思います。

○岸田 厚議長

他にございませんか。高比良議員。

○10番 高比良正明議員

5点ほどございます。

それでは1番から参ります。予算書12ページ、13ページの第4款諸収入電力売払収入において、組合ではごみを焼却した熱を利用して発電を行っていますけれども、漏電等のロスはあるでしょうか。

○岸田 厚議長

太田環境技術課長。

○太田健一環境技術課長

お答えさせていただきます。

組合のほうでは、漏電は今のところございません。

以上です。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

それでは、発電設備について、太陽光発電では、電力の発電量が需要を上回った際に、需給バランスを保つために各発電所の発電量を抑える出力制御を全国で東京電力以外の9電力会社が行い、売電の機会を喪失しております。本センターは2007年竣工ですから、関西電力では2015年以前に接続申込みをした施設となるため、出力制御された日数が年間30日以上になった場合、31日目以降の売電収入が補償されるという、いわゆる旧ルールが適用されるところで、蓄電池があれば売電できないロスを減少させることができるので、蓄電池の活用を考えられてはいかがでしょうか。

○岸田 厚議長

太田環境技術課長。

○太田健一環境技術課長

現在クリーンセンターの発電に関しましては、蓄電せずに売電をしております。当クリーンセンターの売電につきましては、出力制限などはされずに、売電できる量をそのままロスなく売電できております。

蓄電池の導入につきましてはイニシャルコスト、併せてランニングコストも必要となるため、蓄電池の活用は今のところ考えておりません。

以上です。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

費用対効果も考えて、まだ蓄電池を導入するには拙速であるというお考えですね。最もエネルギー

効率のよいのは熱であり、本施設は寒冷地のように蒸気の管を施設内に配備しているわけではないので、熱を蒸気にして、それによって電気を作り出して利用しております。建て替えはまだまだ先でしょうが、大規模に建屋を改築するなどの機会があれば、熱を直接使って冷房にする技術もありますので、それも選択肢に入れていただきたいと提案をしておきます。

それでは2番に参ります。予算書16ページ、17ページの事業区分、議会運営事業、需用費の中の印刷製本費では議会の会議録作成費が含まれていますが、組合ホームページが更新され、本会議及び議員協議会の会議録もホームページに掲載されるということです、会議録の紙による作成は廃止してもよいのではないのでしょうか。そうすれば印刷製本費も安く済むのではありませんか。

○岸田 厚議長

青木総務課長。

○青木高志総務課長

お答えさせていただきます。

議事録の製本につきましては、全てを廃止にはいたしません。地方自治法第123条では、議長は会議録を作成させ、書面で作成しているときは2人以上の議員の署名が必要とされており、組合におきましては、会議録原本は今後も書面による保存となりますので、議員がおっしゃるように、できるだけ費用負担のかからない方法で必要最小限の作成を今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

現在、全議員に対して製本された議事録を配付いただいております、これについては廃止される意向であるというふうに受け取りました。岸和田市議会もそうですけども、全てをコンピュータ内で完結するには議員の電子署名が必要で、そのハードが採用されていないので、少なくとも1部は紙とし、そこに署名をしております。紙も1

部なら、製本を依頼するのではなくコピーで対応可能と考えておりますので、暫定的にこれについては了承いたします。

3 番に参ります。予算書16ページ、17ページの事業区分、職員給与費、報酬の会計年度任用職員報酬及び給料の一般職給についてですが、31ページの会計年度任用職員の表を見れば、前年度と本年度では人数が変わらないのに報酬が低くなっているのは、報酬の高い職員を報酬の低い職員に入れ替えたということでしょうか。業務に慣れた職員をコストだけを見て費用対効果を見ずに契約解除しているのではないのでしょうか。また、プロパーの職員についても、そのようなことはしていないのでしょうか。

○岸田 厚議長

青木総務課長。

○青木高志総務課長

お答えさせていただきます。

会計年度任用職員につきましては、年度雇用であります。継続雇用されますと5年までは段階的に報酬のほうが上がってまいります。また、令和6年度からは、組合も岸和田市の変更に合わせまして、10年目までは段階的に上がるように規則改正を行っております。

組合における予算編成につきましては、例年、前年の10月から11月頃に行われるのですが、そのときの会計年度任用職員の配置状況を基に次年度の報酬見込額を積算しておりまして、前年度の予算組みに当たっては、報酬の高い会計年度任用職員2人と、あと2年目と1年目の会計年度任用職員を見込んでおりましたが、令和6年度予算編成時には、令和4年度末に報酬の高い会計年度の方が高齢のため退職されまして、5年以上勤務の会計年度任用職員が1名となり、それとあと新規の会計年度任用職員1名、3年目と2年目の会計年度任用職員の想定をしております。そのため、人数は変わっておりませんが、報酬全体では前年度より低い報酬額となっております。

なお、今まで組合から契約解除を申し出たこと

はございませんし、あと、プロパー職員に対しても、そのようなことはしておりません。

以上でございます。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

岸和田市を準用しているということで、岸和田市の説明を少しさせていただきますと、契約期間については、国が3年のところを、非常勤嘱託を流用して5年として、先ほども答弁で言われたように、職歴加算を来年度から10年に延長しております。会計年度の方にも働きやすい職場環境だと評価されるようにお願いしておきます。

質問4番に参ります。予算書16ページ、17ページの職員手当等の通勤手当についてですが、組合職員の中にも電車で通勤されている方もおられると思います。その方々は駅からどのようにしてクリーンセンターまで通勤をしておられるのでしょうか。

○岸田 厚議長

青木総務課長。

○青木高志総務課長

お答えさせていただきます。

電車通勤の職員につきましては、現在4名おります。4名とも岸和田駅からクリーンセンターまで自転車を利用しております。

以上でございます。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

キンレイなどでは送迎用のバスなどを運行しております。そういった他の企業のバスに交通費を支払うことで同乗させてもらうとか、高石の臨海工業地帯のように、岸和田観光による一般乗合バスのような形での巡回バスを出すなどの方法は検討できないのでしょうか。橋の上など、立地として強風が吹く場所でもあり、強風にあおられて事故につながる可能性もあると思われるので、その観点からいかがでしょうか。

○岸田 厚議長

青木総務課長。

○青木高志総務課長

お答えさせていただきます。

現状では、この近辺の他の事業所の職員でも自転車通勤の方がたくさんおられます。また、阪南2区にある事業所等が加入している阪南2区協議会の中で、協議会事務局から、乗合バスについて、みんなで行わないかという提案が過去にありましたが、現状は、それぞれの企業の出勤体制であるとか出勤時間帯も異なるため、各事業所ごとにバスを運行している状況であります。しかし、阪南2区につきましては、今後も事業所が増えていくと思われ、また、乗合バスの要望が増え、費用負担であるとか運行スケジュールの調整等が整いましたら乗合バスの運行の可能性もまた出てくるかと思われませんが、現状はかなり難しいと考えております。

現在は、交通安全対策としましては、大阪府港湾局に対しまして、災害時の唯一の避難路であります岸之浦大橋の4車線化とともに、岸之浦大橋の歩道の防風板の設置であるとか、あと落下防止のための手すりのかさ上げ、あと信号機の設置の大阪府警等への働きかけなどを協議会として申入れを行っております。

以上でございます。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

他の事業所の自転車通勤についてお答えいただきましたけれども、これ、外国人労働者が多いようです。これは外国人に対する人権等、これ、深く申しませんけれども、そういった企業の利己主義的な面が出ていると考えますので、その考えを本組合でもまねしないようにお願いいたします。

橋の拡幅については、私も府に問いかけておまして、土台はあるので道路部分を乗せるだけというふうに聞いておりますけれども、何年も予算がつけられていない状態です。今後私も府に対し

て要望をしていきます。

それでは最後、5番の質問です。予算書20ページ、21ページの施設管理運営事業の委託料で、クリーンセンター業務を委託しておりますけれども、委託業務を適正に行っていただくためには、委託業者の職員のパワハラやセクハラ等のハラスメントで委託業者の職員が休んだりして業務に支障が出ないようにする必要があると思われます。組合ではそういったことに対する監視や対策は行っているのでしょうか。

○岸田 厚議長

太田環境技術課長。

○太田健一環境技術課長

お答えさせていただきます。

現在、運転管理業務委託の受注者は3社の合同で構成されております。その3社各社の研修や教育の中でハラスメント対策などを行っているというふうに伺っております。当クリーンセンターの現場では、3社の従業員が個々に孤立することなく、総括責任者が先頭に立って融和な雰囲気や風通しのよい職場環境を作り上げる努力をしております。組合からは、ハラスメントに限らず、研修や教育などで随時取組を進めるように促しております。

なお、今後の運転管理業務委託の発注の際には、業務に関する要求水準書の中にハラスメント対策の部分の内容は追加していきます。その項目については、業者からの業務提案内容を適正か判断し、今後はモニタリングする必要が出てきます。運転管理委託業者との情報共有につきましては、平日は朝の朝礼、夕方の報告、外部発注した工事があるときは週に1回の工程会議、月に1回の技術会議、安全衛生委員会の開催と頻繁に情報共有は行っております。

監視につきましては、日常のモニタリングとしまして、毎日の業務日報の確認、月に1回は月次の業務報告の確認、チェック項目によるモニタリングを行っております。現在のところ、支障なく運転管理業務が行われています。

以上です。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

岸和田市では、職員に対するパワハラなどに対して、要望等記録制度にまでは至っておりませんが、不当要求については確実に記録をするということを3月議会でも答弁していただいております。組合としても、委託業者は別の組織なので関知しないということを言わずに要求水準書に入れていただけるとのことで安心いたしました。特に技術職員については、どこの自治体においても募集しても集まらないし、民間業者へ転職していくというふうに言われておりますので、委託業者も含めて働きやすい職場とする努力を続けていただくようお願いいたしまして、質問を終わります。

○岸田 厚議長

他にございませんか。友永議員。

○12番 友永 修議員

1点確認ですけども、12、13の歳入の部分で、分担金についてお伺いします。本年度24億8,882万円、前年度が23億3,739万5千円ということで、1億5,142万5千円の増額となっています。これは岸和田市の数字になりますけども、令和5年度の当初予算で、組合への分担金の当初予算額が約15.2億円でした。本年度、まだ決算は終わっておりませんが、令和6年、今年の第1回定例会のほうで、組合のほうの分担金が不用額が出るということでマイナスの補正予算として上がっていたんですけども、約9,000万円かな。その上で令和6年度のこの予算が、約16.2億円ということで約1億円ほど上がっているということで、この辺の詳細というか、なぜこうなっているかというのをご説明いただくことはできますか。

○岸田 厚議長

青木総務課長。

○青木高志総務課長

分担金で不用額が出てくる理由といたしまして

は、うちのほうでも工事等、当初予定していたものが、結局、毎年定期点検等を行っているんですけども、定期点検を行うときに炉を止めて調査しましたら、まだもうちょっともつかなというような場合につきましては、その工事を後回しにしたりする場合もございますし、あと、収入等で近年、電気代がかなり上がっておりますので、その分、当初の予定よりも収入が増えたりとか、あと、金属売払いにつきましても、金属価格がかなり高騰している部分とかありまして、その辺で収入がかなり多く増えたりしている部分がございますので、その分で当初の予定よりも分担金を使わない分が増えてきたりしたこともありまして、分担金のほう、両市に返金、返すようなこともございました。

以上でございます。

○岸田 厚議長

友永議員。

○12番 友永 修議員

ちょっと分かってないような、ちゃんと理解できてないんですけども、今回マイナスで約9,000万円ぐらい補正計上があったので、当初予算で単純に計算すると14億円ぐらいになるんですよ、令和5年度がね。それで、令和6年度、2億円以上上がるんですけど、それはどういった根拠というか、言える範囲で結構ですけど。

○岸田 厚議長

上村次長。

○上村昌生事務局次長

お答えします。

機械整備とか災害の関係の公債費の分の支払いが上がってきていますので、その分の歳出がかなり大きくなってきているので、その分で分担金のほうも増えてくるという形になります。

○岸田 厚議長

友永議員。

○12番 友永 修議員

これ以上はお聞きしないんですけども、であれば、令和6年度もできる限り経費節減できる部分

はしっかり取り組んでいただいて、不用額がまた各市に還元されるようにお願いします。

以上です。

○岸田 厚議長

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

ないようですので、質疑は終わったものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第4号公平委員会の委員選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。酒井了管理者。

○酒井 了管理者

ただいま上程の議案第4号公平委員会の委員選任につき同意を求めるについて、提案理由をご説明申し上げます。

公平委員の池内清一郎氏が本年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を賜りたくご提案申し上げる次第であります。

何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

○岸田 厚議長

この際、お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略してご異議ありませんか。高比良議員。

○10番 高比良正明議員

酒井管理者に伺いたいんですけれども、これ、継続なのでお話をしやすいというふうに考えます。どのような要件でこの方にされておるのか。弁護士ということでされておるんでしょうけども、弁護士は府内に3千人ほど登録がございます。その中で池内さんにぜひお願いをしたいということになっているわけですから、議会に対しても判断材料を頂きたいわけですよ。これ、ルーチンの仕事であろうというふうには考えますけども、実績等、何か概要のようなものを頂けないと、マイナスがないからそのまま継続するんだというような趣旨かとも考えますけども、どういうことなのかという継続の理由、これをぜひ、概要で結構ですよ。事細かいことはなかなか難しいと思うので、そこをお聞かせください。

○岸田 厚議長

青木総務課長。

○青木高志総務課長

お答えさせていただきます。

経歴書も資料にあると思いますけども、池内委員につきましては、平成23年6月から岸和田市の公平委員会にも就任しておりまして、現在も岸和田市の公平委員をしております。そして、組合におきましても、平成23年8月から組合の公平委員に就任していただきまして現在に至っております。うちのほうでは公平委員会を開いて、あまり問題となることは少ないんですけれども、岸和田市とかではちょくちょく出てくるということも聞いておりますので、その辺でいろいろ委員としてご活躍していただいているということもありまして、組合としても池内先生であれば適任かと思ひまして、委員のお願いをしております。

以上でございます。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

これ1年、2年じゃないですよ。干支1周りで上しているわけですよ。それであれば、青木さ

んに今お答えを頂きましたけれども、岸和田の例をもって継続が可能であるというふうに物差しにしているのであれば、その岸和田の例、こういう例があるから本組合でも継続をお願いしたいというようなことを少しでも何かないんですかということをお酒井管理者に私は伺っております。よろしくをお願いします。

○岸田 厚議長

上村次長。

○上村昌生事務局次長

次長ですけども、お答えします。

池内委員については、ずっと委員長もしていただいていまして、公平委員会を開催させていただくたびに統率も取っていただき、これまで円滑にきていますので、継続をお願いしているという状況でございます。

○岸田 厚議長

高比良議員。

○10番 高比良正明議員

あまり詳細は言えないということでしょうけども、1年で議員も交代ですから私はもうこの3月で終わるわけですけども、管理者は酒井管理者ですから、私、岸和田市議会で酒井管理者の声を聞くということはないわけですよ。せっかくこの場において管理者である酒井管理者の声を聞くという機会がありますので、酒井管理者からお答えを頂きたかったなというふうに名残惜しいんですが、質問を終わらせていただきます。

○岸田 厚議長

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

これより議案第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

以上で、本定例会に付議する議案は全て終了いたしました。

続きまして、日程第6、一般質問に入ります。通告がありますので、発言を許します。昼馬光一議員。

○14番 昼馬光一議員

岸和田市議会、無所属フォーラムの昼馬光一です。一般質問を行わせていただきます。

岸貝クリーンセンターの現在の設備は平成14年から建設が始まり、平成19年に施設供用を開始しました。供用開始から17年、計画からは20年以上が経過しておりますが、計画当時のごみの量と現在のごみの量では違いがあると思います。

それでは、まず現在のクリーンセンターの処理能力についてお答えください。

○岸田 厚議長

福村局長。

○福村 勲事務局長

お答えいたします。

当クリーンセンターの建設当初の設計の処理能力につきましては、1日177トン処理できる焼却炉が3炉ございまして、1日で最大で531トンのごみを処理できます。令和4年度では年間約9万2千トン、1日平均1炉当たり157トンのごみを処理いたしました。年度で違いがございしますが、処理量から見ると、近年の稼働率では大体7割から8割程度となっております。

ただし、平成29年度を境としましてごみのカロリーが上昇いたしまして、設計時のごみのカロリーを超える状況となっております。ライフサイクルコスト削減のために焼却炉の延命化の運転を必要とすることから、ごみのカロリーが上昇した分、ごみの処理量から見ると、稼働率は100%程度となっております。

以上でございます。

○岸田 厚議長

昼馬議員。

○14番 昼馬光一議員

クリーンセンターの処理能力は七、八割と余力

はあるようですが、ごみのカロリーでいうとほぼ100%の稼働率ということでした。しかし、近年、岸和田市でも貝塚市でも人口が減少し、ごみ量も減少し、ごみの組成も変化してきており、今後このようなことも含めた将来的な処理能力の見込みについて、どう考えているのかお答えください。

○岸田 厚議長

福村局長。

○福村 勲事務局長

現工場につきましては、今年度で基幹的設備の改良工事が完了いたします。将来的な計画では30年目ぐらい、令和21年度頃に再度、基幹改良工事を行い、最終50年稼働していく計画となっております。人口の減少やごみ量の減少、ごみの組成によりましては今後の運営に影響を及ぼしますので、現段階では、焼却量が減少いたしますと、減少に伴いまして運転炉を調整して運営を行ってまいります。

ただし、今後、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、通称新プラ法、これの導入などによりまして大幅にごみが減少するなど、また、構成市のごみ施策が大きな転換期を迎えるようなことも考えられますので、その点については、動向を注視して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○岸田 厚議長

昼馬議員。

○14番 昼馬光一議員

人口減少だけでなく、新プラ法の影響によりごみ量が減少すると考えられているということですが、現在の施設を効率よく運用するためには、ごみの量を維持する必要があり、単純な方法としては、ほかの近隣自治体のごみ受入れや、さらなる広域化が考えられますが、クリーンセンターの考え方はいかがですか。

○岸田 厚議長

福村局長。

○福村 勲事務局長

近隣の自治体の状況につきましては、泉北環境整備施設組合、こちらでは令和16年に新施設の稼働を予定しております。泉佐野市田尻町清掃施設組合では熊取町と一緒に令和12年の新施設稼働の予定で、同じく泉南清掃事務組合では令和12年の新施設稼働の予定でございます。忠岡町につきましては令和15年から公民連携による施設更新を予定しておりまして、岬町は令和6年度から基幹的設備の改良工事を行う予定でございまして、当面、広域化ということは考えられません。

他の近隣自治体のごみの受入れは、さきに申しましたように、ごみカロリーが増加していることや災害時の災害廃棄物処理の余力の確保の観点から、当組合では現在、他の近隣自治体のごみの受入れなどは考えてございません。

以上でございます。

○岸田 厚議長

昼馬議員。

○14番 昼馬光一議員

ご答弁ありがとうございました。現在のクリーンセンターの能力では、ごみのカロリー量や災害廃棄物処理の余力確保の観点から、近隣自治体のごみの受入れや広域化は困難であるということです。しかし、岸和田市、貝塚市ともに今後も人口が減少していく予測であり、また、新プラ法が導入されると、ごみの量やカロリーが大幅に減少し、場合によっては現在よりも小規模な工場への建て替えも必要となります。そうすると、岸和田市、貝塚市双方にとって大きな負担となるでしょう。また、新プラ法の影響は、本クリーンセンターだけでなく全ての自治体に影響することですから、周辺の自治体との情報交換を密にし、調整することが重要だと考えます。

今後も岸和田市、貝塚市、両市の市民の負担が小さくなるような様々な方策について検討していただきますよう要望して、私の質問を終わります。

○岸田 厚議長

これをもちまして、一般質問を終わります。

次に、先刻、酒井 了管理者から令和6年3月

31日付をもって管理者の職を辞退したい旨の届出がありました。地方自治法第145条による法定期間内の退職でありますので、これを退職期日とし同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

ご異議がないようでありますので、同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

この際、管理者の選挙についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

ご異議なしと認めます。よって、管理者の選挙日程を追加議題とすることに決しました。

暫時休憩をいたします。

午前11時03分休憩

午前11時04分再開

○岸田 厚議長

会議を再開いたします。

それでは、日程第7、選挙第1号管理者選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

ご異議なしと認めます。よって、議長において

指名することに決しました。

それでは、岸和田市貝塚市清掃施設組合管理者に永野耕平岸和田市長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました永野耕平岸和田市長を岸和田市貝塚市清掃施設組合管理者の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○岸田 厚議長

ご異議なしと認めます。よって、本組合管理者に永野耕平岸和田市長が当選されました。

ただいま当選されました新管理者、永野耕平岸和田市長の挨拶のため、発言を許します。永野耕平岸和田市長。

○永野耕平新管理者

ただいまご選任を頂きまして、誠にありがとうございます。岸和田市長の永野耕平でございます。そしてまた、本日は各それぞれの議案について慎重に審議を頂きまして、原案どおりのご議決を頂きました。心から感謝を申し上げます。

このクリーンセンターは平成19年にできまして、今17年目でございます。先ほど答弁にもありまして、50年もたせるということが重要でありまして、今後も施設の長寿命化、そしてまたコストダウン、そういったことにしっかりと配慮して進めていかなければいけないと思っております。皆様方のご協力もあって、令和元年から始めました基幹的設備については、無事、今年度完了いたしました。今後は建物の大規模改修等しっかりと進めながら、この施設を50年もたせるということで頑張っていきたいと思っております。

職員は、このクリーンセンターで働いておりますと、なかなか市民の目には見えませんので、縁の下の方の力持ちという志で、一人一人の職員が一生懸命、貝塚市と岸和田市の市民を支えるために頑張っているところであります。この場におられる議員の皆様も、きっと縁の下の方の力持ちなんだという気持ちでこの場におられると思います。

今日も多様なご意見を頂きましたが、岸和田、

貝塚と一緒にやっているこの事業は、1つの強みは多様性でありますので、ぜひ今後も議員各位の様々な視点、様々な発想からこのクリーンセンターについての様々なご意見を頂くことで、より一層時代に合った、安全でコストのかからない施設に今後も育てていっていただきたいというふうに思っています。意見は違っても、心は1つで一緒に頑張っていきたいと思えます。

議員各位の今後ますますのご健勝とご多幸を心より祈念申し上げまして、私からの就任の挨拶と代えさせていただきます。今後どうぞよろしくご指導ください。ありがとうございます。

○岸田 厚議長

引き続き、前管理者、酒井 了貝塚市長からご挨拶申し上げたいとの申出がありますので、この際、発言を許します。酒井 了貝塚市長。

○酒井 了前管理者

発言のお許しを頂きましたので、管理者の退任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

本日もご提案申し上げました新年度予算案等の各案件につきまして、厳正にご審議いただきました。原案どおりのご決定を賜りましたこと、心から厚くお礼申し上げたいと存じます。

早いもので、管理者に選任いただいてから2年が経とうとしておるところでございます。この2年間に振り返りますと、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりまして、廃棄物の処分手数料の改正時期の延期ということ、あるいは基幹的設備改良工事、クリーンセンター大規模改修工事など様々ございました。こうして管理者の任務を無事、終えることができましたことは、ひとえに、議員の皆様方をはじめ、関係各位のご理解、ご協力の賜物でございます。本当にありがとうございます。

今後は副管理者として、永野管理者とともに、この施設、安全で安心できる施設運営に努めてまいる所存でございます。議員各位におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますとともに

に、皆様方のご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げます。退任のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○岸田 厚議長

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、厚く御礼申し上げます。

これをもちまして、令和6年第1回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を閉会します。

午前11時09分閉会

上記会議録の正確なるを証するためここに署名する。

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議 長 岸 田 厚	
同 議 員 岩 崎 雅 秋	
同 議 員 倉 田 賢一郎	

令和6年第1回組合議会定例会議案

議案番号	件 名
議案第1号	職員の再任用に関する条例の廃止について
議案第2号	岸和田市貝塚市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の制定について
議案第3号	令和6年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算
議案第4号	公平委員会の委員選任につき同意を求めるについて

岸和田市貝塚市清掃施設組合

議案第 1 号

職員の再任用に関する条例の廃止について

職員の再任用に関する条例（平成 13 年条例第 1 号）は、廃止するものとする。

令和 6 年 3 月 28 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管 理 者 酒 井 了

職員の再任用に関する条例を廃止する条例

職員の再任用に関する条例（平成 13 年条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

岸和田市貝塚市清掃施設組合職員の育児休業等に関する
条例の制定について

岸和田市貝塚市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 28 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管 理 者 酒 井 了

岸和田市貝塚市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例

岸和田市貝塚市清掃施設組合職員の育児休業等については、岸和田市の例による。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年度 予 算 書

岸和田市貝塚市清掃施設組合

議案第 3 号

令和 6 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算

令和 6 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,660,596 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 3 月 28 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管理者 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 分担金		2,488,820
	1. 分担金	2,488,820
2. 使用料及び手数料		416,615
	1. 使用料	1,556
	2. 手数料	415,059
3. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
4. 諸収入		299,360
	1. 雑入	299,360
5. 組合債		455,800
	1. 組合債	455,800
歳 入 合 計		3,660,596

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 議会費		3,844
	1. 議会費	3,844
2. 総務費		3,266,008
	1. 総務費	241,651
	2. 施設費	3,024,357
3. 公債費		387,744
	1. 公債費	387,744
4. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳 出	合 計	3,660,596

第2表 継続費

款	項	事業名	総 額	年 度	年割額
02 総務費	02 施設費	クリーンセンター 大規模改修事業(リサ イクルプラザ棟外)	千円		千円
			500,000	令和6年度	200,000
				令和7年度	150,000
				令和8年度	150,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
発電機用電圧・無効電力調整 装置（A V R・A Q R）購入	令和6年度から 令和7年度まで	千円 17,600

第4表 地 方 債

起債の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法					備考
				区分	償還 期限	据置 期間	償還方法	その他	
清掃施設 整備事業	千円 275,800	普通貸借又は証 券発行ただし事 業の進捗状況に より起債額の全 部又は一部を起 債前借すること ができる。	10%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資金 及び地方公共団体金融機 構資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率)	政 府 銀 行 その他	30 年 以内	5 年 以内	年賦、半年 賦、元金均 等若しくは 元利均等償 還又は満期 一括償還	必要に応じ て繰上償還 又は借り換 えることが できる。	
クリーン センター 大規模改 修事業	180,000	普通貸借又は証 券発行ただし事 業の進捗状況に より起債額の全 部又は一部を起 債前借すること ができる。	10%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資金 及び地方公共団体金融機 構資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率)	政 府 銀 行 その他	30 年 以内	5 年 以内	年賦、半年 賦、元金均 等若しくは 元利均等償 還又は満期 一括償還	必要に応じ て繰上償還 又は借り換 えることが できる。	

予 算 に 関 す る 説 明 書

目 次

は し が き	――	9
1 総 括	――	10
2 歳 入	――	12
3 歳 出	――	16
0 1 議 会 費	――	16
0 2 総 務 費	――	16
0 3 公 債 費	――	22
0 4 予 備 費	――	22
継 続 費 調 書	――	25
債 務 負 担 行 為 調 書	――	26
地 方 債 調 書	――	27
給 与 費 明 細 書	――	28

は し が き

- 1 この予算に関する説明書は、地方自治法施行規則第 15 条の 2 による別記様式に基づき作成したものである。
- 2 この予算に関する説明書のうち、前年度予算額は令和5年度当初予算額である。
- 3 歳入歳出予算額は千円単位であるため、千円未満を切り上げ又は切り捨ての処置を行った。
- 4 人件費中職員手当及び共済費は、おおむね次により計算した。
 - (1) 地 域 手 当 本俸、扶養手当、管理職手当の 100 分の 6
 - (2) 期 末 及 び 勤 勉 手 当 人事院勧告に基づく基本給月額 4.5 月分
 - (3) 職員共済組合負担金 標準報酬月額 1,000 分の 200.179、追加費用 1 人年間(4月1日の本俸 12 か月分)1,000 分の 14.6、事務費 1 人年間 8,952 円、特定健診 1 人年間 150 円及び6・12 月の期末勤勉手当の 1,000 分の 200.179

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算 構成比(%)
1. 分担金	2,488,820	2,337,395	151,425	68.0
2. 使用料及び手数料	416,615	335,664	80,951	11.4
3. 繰越金	1	1	0	0.0
4. 諸収入	299,360	283,231	16,129	8.2
5. 組合債	455,800	896,400	△440,600	12.4
(国庫支出金)	0	300,389	△300,389	0.0
歳入合計	3,660,596	4,153,080	△492,484	100.0

歳 出

(単位 千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳				本年度 予算構 成比 (%)
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国府支出金	地方債	その他		
1. 議会費	3,844	3,511	333				3,844	0.1
2. 総務費	3,266,008	3,853,484	△587,476		455,800		2,810,208	89.2
3. 公債費	387,744	293,085	94,659				387,744	10.6
4. 予備費	3,000	3,000	0				3,000	0.1
歳 出 合 計	3,660,596	4,153,080	△492,484		455,800		3,204,796	100.0

2 歳 入

(款) 1. 分担金

(項) 1. 分担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 組合市分担金	2,488,820	2,337,395	151,425
計	2,488,820	2,337,395	151,425

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 総務使用料	1,556	1,471	85
計	1,556	1,471	85

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 2. 手数料

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 焼却手数料	415,059	334,193	80,866
計	415,059	334,193	80,866

(款) 3. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 繰越金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 4. 諸収入

(項) 1. 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 雑入	299,360	283,231	16,129
計	299,360	283,231	16,129

(款) 5. 組合債

(項) 1. 組合債

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 清掃施設整備事業債	455,800	896,400	△440,600

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 組合市分担金	2,488,820	岸和田市・貝塚市分担金 令和2年10月1日国勢調査 275,101人 岸和田市 190,658人(69.30%) 貝塚市 84,443人(30.70%) 2,488,820千円×2/10×1/2 = 248,882,000円 (A) 2,488,820千円×8/10×69.30/100 = 1,379,801,808円 (イ) 2,488,820千円×8/10×30.70/100 = 611,254,192円 (ロ) 岸和田市分担金 (A+イ) = 1,628,684,000円 (65.44%) 貝塚市分担金 (A+ロ) = 860,136,000円 (34.56%)

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 土地使用料	513	電柱埋設地等使用料 513
2. 施設使用料	1,043	附属洗車場使用料 1,043

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 廃棄物手数料	415, 059	廃棄物処分手数料 415, 059

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	1	前年度繰越金 1

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 雑入	299,360	金属類等売払収入 55,547 電力売払収入 229,192 その他雑収入 1,009 再商品化合理化拠出金 13,612

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 清掃施設整備事業債	455,800	大阪湾圏域広域処理場(フェニックス計画)整備委託事業債 10,900

目	本 年 度	前 年 度	比 較
計	455,800	896,400	△440,600

(款) (国庫支出金)

(項) (国庫補助金)

目	本 年 度	前 年 度	比 較
(ごみ処理施設基幹的設備改良事業費国庫補助金)	0	300,389	△300,389
計	0	300,389	△300,389

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		ごみ処理施設増設事業債 264,900
		クリーンセンター大規模改修事業債 180,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	

3 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 議会費	3,844	3,511	333				3,844
計	3,844	3,511	333				3,844

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 総務管理費	241,424	232,801	8,623				241,424

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1. 報酬	1,859	00000001 議員報酬等 (総務課)	1 報酬 1,859
3. 職員手当等	721		議員報酬 1,859
8. 旅費	640	2,580	3 職員手当等 721
9. 交際費	30		議員期末手当 721
10. 需用費	226	00000002 議会運営事業 (総務課)	8 旅費 640
11. 役務費	363		費用弁償 560
17. 備品購入費	5		普通旅費 80
			9 交際費 30
			交際費 30
			10 需用費 226
			消耗品費 20
			印刷製本費 206
			11 役務費 363
			手数料 85
			筆耕翻訳料 278
			17 備品購入費 5
			図書購入費 5

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1. 報酬	12,268	00000003 職員給与費 (総務課)	1 報酬 12,214
2. 給料	92,111		特別職報酬 300
3. 職員手当等	70,275	210,682	会計年度任用職員報酬 11,687
4. 共済費	36,058		会計年度任用職員超過勤務報酬 227
5. 災害補償費	200		2 給料 92,111
7. 報償費	15		一般職給 92,111
8. 旅費	1,466		3 職員手当等 70,275
9. 交際費	20		扶養手当 3,006
10. 需用費	4,125		管理職手当 5,256
11. 役務費	6,101		地域手当 6,023
12. 委託料	12,192		住居手当 3,024
13. 使用料及び賃借料	3,738		超過勤務手当 2,721
15. 原材料費	40		特殊勤務手当 175
17. 備品購入費	694		通勤手当 3,858
18. 負担金補助及び交付金	2,121		期末勤勉手当 39,898
			児童手当 1,920
			会計年度任用職員期末勤勉手当 4,394
			4 共済費 36,058
			健康保険組合負担金 163
			職員共済組合等負担金 35,191
			公務災害補償負担金 704
			18 負担金補助及び交付金 24
			負担金 24

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		00000004 総務管理事業 (総務課) 15,588	5 災害補償費 200 公務災害補償費 200 7 報償費 15 報償費 15 8 旅費 1,446 費用弁償 896 普通旅費 550 9 交際費 20 交際費 20 10 需用費 3,324 消耗品費 1,530 燃料費 467 印刷製本費 914 光熱水費 313 修繕料 100 11 役務費 6,087 通信運搬費 985 手数料 832 保険料 4,270 12 委託料 555 その他の委託料 555 13 使用料及び賃借料 1,150 その他の使用料及び賃借料 1,150 17 備品購入費 694 庁用器具費 100 機械器具費 544 図書購入費 50 18 負担金補助及び交付金 2,097 負担金 1,797 補助金 300
		00000010 電算システム運用事業 (総務課) 13,770	11 役務費 14 手数料 14 12 委託料 11,278 その他の委託料 11,278 13 使用料及び賃借料 2,478 その他の使用料及び賃借料 2,478
		00000008 リサイクル啓発事業 (総務課) 1,310	10 需用費 801 消耗品費 642 印刷製本費 154 修繕料 5 12 委託料 359 その他の委託料 359 13 使用料及び賃借料 110 その他の使用料及び賃借料 110 15 原材料費 40 原材料費 40

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		00000009 情報公開・個人情報保護事業 (総務課)	1 報酬 54 委員報酬 54 8 旅費 20 費用弁償 20 74
1. 報酬 8. 旅費	63 10	00000011 委員報酬 (総務課)	1 報酬 63 委員報酬 63 63
		00000012 公平委員会事業 (総務課)	8 旅費 10 費用弁償 10 10
1. 報酬 8. 旅費	144 10	00000013 委員報酬 (総務課)	1 報酬 144 委員報酬 144 144
		00000014 監査事業 (総務課)	8 旅費 10 費用弁償 10 10

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
7. 報償費	72	00000015	7 報償費 72
8. 旅費	40	施設管理運営事業	報償費 72
10. 需用費	497,315	(環境技術課)	8 旅費 40
11. 役務費	26,193	1,470,022	費用弁償 40
12. 委託料	1,032,460		10 需用費 383,543
13. 使用料及び賃借料	53		消耗品費 270,527
14. 工事請負費	1,047,958		燃料費 18,834
15. 原材料費	413,644		印刷製本費 504
17. 備品購入費	6,306		光熱水費 93,678
18. 負担金補助及び交付金	50		11 役務費 26,193
26. 公課費	266		通信運搬費 22,744
			手数料 3,422
			保険料 27
			12 委託料 1,008,864
			施設維持業務委託料 1,008,864
			13 使用料及び賃借料 53
			その他の使用料及び賃借料 53
			15 原材料費 44,635
			原材料費 44,635
			17 備品購入費 6,306
			庁用器具費 913
			機械器具費 5,343
			図書購入費 50

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	3,024,357	3,620,456	△596,099		455,800		2,568,557

(款) 3. 公債費

(項) 1. 公債費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 元金	355,449	278,149	77,300				355,449
2. 利子	32,295	14,936	17,359				32,295
計	387,744	293,085	94,659				387,744

(款) 4. 予備費

(項) 1. 予備費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 予備費	3,000	3,000	0				3,000
計	3,000	3,000	0				3,000

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
			18 負担金補助及び交付金 50 負担金 50
			26 公課費 266 公課費 266
		00000016 大阪湾圏域広域処理場整備事業 (環境技術課) 12,171	12 委託料 12,171 その他の委託料 12,171
		00000017 クリーンセンター維持補修事業 (環境技術課) 1,542,164	10 需用費 113,772 修繕料 113,772
			12 委託料 11,425 その他の委託料 11,425
			14 工事請負費 1,047,958 工事費 1,047,958
			15 原材料費 369,009 原材料費 369,009

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22. 償還金利子及び割引料	355,449	00000022 長期債元金償還事業 (総務課) 355,449	22 償還金利子及び割引料 355,449 償還金 355,449
22. 償還金利子及び割引料	32,295	00000023 長期債利子償還事業 (総務課) 32,295	22 償還金利子及び割引料 32,295 利子及び割引料 32,295

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
29. 予備費	3,000	00000024 予備費 (総務課) 3,000	29 予備費 3,000 予備費 3,000

- 1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の執行状況等に関する調書
- 2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
- 3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書
- 4) 給与費明細書

1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全 体 計 画										前前年度末までの支出額 千円	前年度末までの支出額 千円	当該年度支出予定額 千円	当該年度末の支出額 千円	翌年度以降の支出予定額 千円	継続費に 対する 率 %
			年度	年割額 千円	左 の 財 源 内 訳					一般財源 千円								
					特 定 財 源													
					国庫支出金 千円	府支出金 千円	特定財源 千円	その他 千円	一般財源 千円									
02 総務費	02 施設費	クリーンセンター（リサイクルプラザ）大規模改修事業	6	200,000			180,000		20,000		200,000		200,000		200,000		40.00	
			7	150,000			135,000		15,000					150,000		30.00		
			8	150,000			135,000		15,000					150,000		30.00		
			計	500,000			450,000		50,000	0	200,000	0	200,000	300,000	100.00			

2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他
岸和田市貝塚市クリーンセンター運転管理業務委託料	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
		令和3年度	0	令和6年度	706,980				
	3,540,339	令和4年度	605,000	令和7年度	735,259				706,980
		令和5年度	628,318	令和8年度	764,669				735,259
岸和田市貝塚市斎場管理運営業務委託	1,852,245	令和4年度から令和5年度まで	0	令和6年度から令和22年度まで	1,852,245				ただし、物価変動等並びに消費税法等の改正によって消費税額及び地方消費税額に変動が生じたときは、相当額を加算した額
発電機用電圧・無効電力調整装置(AVR・AQR)購入	17,600			令和6年度	0				0
				令和7年度	17,600			15,800	1,800

3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額 千円	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額			当該年度末現在高 見 込 額 千円
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額 千円	当 該 年 度 中 償 還 見 込 額 千円	当 該 年 度 中 金 償 還 見 込 額 千円	
1 普 通 債						
(1) 最終処分施設整備事業債	71,669	74,014	10,900		5,994	78,920
(2) ごみ処理施設増設事業債	1,476,575	1,603,009	264,900		155,868	1,712,041
(3) ぐみ処理施設基幹的設備 改良事業債	1,743,650	2,290,383	0		143,577	2,146,806
(4) クリーンセンター 大規模改修事業債	514,000	720,000	180,000		0	900,000
計	3,805,894	4,687,406	455,800		305,439	4,837,767
2 災 害 復 旧 債						
(1) 廃棄物処理施設 災害復旧事業債	350,580	300,572	0		50,010	250,562
計	350,580	300,572	0		50,010	250,562
合 計	4,156,474	4,987,978	455,800		355,449	5,088,329

4) 給与費明細書

1 特別職

区 分	職 員 数	給 与				合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計		
本 年 度	長 等	人 2	千円 300	千円 0	千円 300	千円 300	
	議 員	14	1,859	721	2,580	2,580	
	そ の 他	12	261	0	261	261	
	計	28	2,420	721	3,141	3,141	
前 年 度	長 等	2	300	0	300	300	
	議 員	14	1,716	721	2,437	2,437	
	そ の 他	12	261	0	261	261	
	計	28	2,277	721	2,998	2,998	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	
	議 員	0	143	0	143	143	
	そ の 他	0	0	0	0	0	
	計	0	143	0	143	143	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数		給 与			共 済 費	合 計	備 考
	職 員	会 計 年 度 任 用 職 員	報 酬	給 料	職 員 手 当			
本 年 度	21	人 (5)	千円 11,914	千円 92,111	千円 70,275	千円 36,058	千円 210,358	
前 年 度	22	(5)	12,239	91,654	66,667	35,088	205,648	
比 較	△ 1	0	△ 325	457	3,608	970	4,710	

()内はパートタイム会計年度任用職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 手 当	童 等 手 当	会 計 年 度 任 用 職 員 手 当
	本 年 度	千円 3,006	千円 5,256	千円 6,023	千円 3,024	千円 2,721	千円 175	千円 3,858	千円 39,898	千円 1,920	千円 4,394	
	前 年 度	3,384	5,256	6,018	3,024	2,619	132	3,037	38,981	1,800	2,416	
	比 較	△ 378	0	5	0	102	43	821	917	120	1,978	

2 一 般 職

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与				合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計		
本 年 度	21	0	92,111	65,881	157,992	191,377	
前 年 度	22	0	91,654	64,251	155,905	188,851	
比 較	△ 1	0	457	1,630	2,087	2,526	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	超 過 勤 務 当 手	特 殊 勤 務 当 手	通 勤 手 当	期 末 勤 勉 当 手	児 童 等 当 手
	本 年 度	3,006	5,256	6,023	3,024	2,721	175	3,858	39,898	1,920
	前 年 度	3,384	5,256	6,018	3,024	2,619	132	3,037	38,981	1,800
	比 較	△ 378	0	5	0	102	43	821	917	120

2 一 般 職

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
本 年 度	人 (5)	千円 11,914	千円 0	千円 4,394	千円 16,308	千円 2,673	千円 18,981	
前 年 度	(5)	12,239	0	2,416	14,655	2,142	16,797	
比 較	0	△ 325	0	1,978	1,653	531	2,184	

()内はパートタイム会計年度任用職員

職員手当 の内 訳	区 分	期 末 勤 勉 手 当
	本 年 度	千円 4,394
	前 年 度	2,416
	比 較	1,978

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳	説 明	備 考
報 酬	△ 325	1 昇給に伴う増加分	512	
		2 その他の増減分	△ 837	職員数の異動状況 現に在籍する 会計年度任用職員数 〔本年度〕 5人 〔前年度〕 5人 増 減 0人 〔その他〕 0人 0人 0人 〔 計〕 5人 5人 0人
給 料	457	1 昇給に伴う増加分	1,413	平均昇給率 1.64% 昇給に係る職員数 〔本年度〕 21人 前年度 22人 増 減 △1人
		2 その他の増減分	△ 956	職員数の異動状況 現に在籍する 職 員 数 〔本年度〕 21人 前年度 22人 増 減 △1人 〔その他〕 0人 0人 0人 〔 計〕 21人 22人 △1人
職員手当	3,608	1 地域手当の増減分	5	地域手当の支給率 支給対象地域 全地域 支給率 6% 支給対象職員数 21人 支給対象地域 全地域 支給率 6% 支給対象職員数 22人 支給率 6% 国の指定基準に基づく支給率 6%

2 一 般 職

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳	説 明	備 考
	千円	千円	千円	
		2 期末勤勉手当の増減分	2,895	期末勤勉手当の支給率 職制上の段階、職務の等級等による加算措置 本年度 支給期 6月 12月 計 (2.25) (2.25) (4.5) 有 支給率(月) 2.25 4.5 前年度 支給期 6月 12月 計 (1.2) (1.2) (2.4) 有 支給率(月) 2.2 4.4 国の制度 支給期 6月 12月 計 (2.25) (2.25) (4.5) 有 支給率(月) 2.25 4.5 ()内はパートタイム会計年度任用職員
		3 その他の増減分	708	
			△ 378	
			0	
			0	
			102	
			43	
			821	
			120	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職
令和6年 1月1日現在	平均給料月額	346,724円
	平均年齢	45 - 6歳
令和5年 1月1日現在	平均給料月額	335,148円
	平均年齢	43 - 11歳

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職
岸和田市貝塚市 清掃施設組合	大 学 卒	203,800円
	高 校 卒	177,600
国 の 制 度	大 学 卒	196,200
	高 校 卒	166,600

ウ 等級別職員数

区 分	一般行政職 (貝塚市派遣職員以外)			一般行政職 (貝塚市派遣職員)		
	等 級	職員数	構成比	等 級	職員数	構成比
本 年 度	1等級	1人	5.9%	1級	1人	25.0%
	2等級	2	11.8	2級	0	0.0
	3等級	3	17.6	3級	0	0.0
	4等級	2	11.8	4級	1	25.0
	5等級	3	17.6	5級	1	25.0
	6等級	5	29.4	6級	1	25.0
	7等級	1	5.9	7級	0	0.0
	8等級	0	0.0	8級	0	0.0
前 年 度	計	17	100	計	4	100
	1等級	1人	5.6%	1級	1	25.0
	2等級	2	11.1	2級	0	0.0
	3等級	3	16.7	s	0	0.0
	4等級	2	11.1	4級	1	25.0
	5等級	1	5.6	5級	1	25.0
	6等級	6	33.3	6級	1	25.0
	7等級	3	16.7	7級	0	0.0
	8等級	0	0.0	8級	0	0.0
	計	18	100	計	4	100

(等級別の標準的な職務内容:貝塚市派遣職員以外)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
標準的な職務内容	部長級	課長級	主幹級	係長級	主査	主任		一般職員

(等級別の標準的な職務内容:貝塚市派遣職員)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職務内容	部長・参与	理事	課長・参事	課長補佐・主幹	係長・主査・主任	副主査・副主任		一般職員

エ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 月分	25年勤続の者 月分	35年勤続の者 月分	最高限度 月分	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%～45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%～45%加算)	

オ 特殊勤務手当

区分	分	全	職 種
給料総額に對する比率		0.10	%
特殊勤務手当の名称		ごみ焼却業務	

カ その他の手当

区 分	内 容	国の制度との異	国の制度と異なる内容
扶 養 手 当	貝塚市派遣職員以外 配偶者 配偶者（一般行政職の職員でその職務の等級が1等級のもの） 子 10,000円 父母等 6,500円 父母等（一般行政職の職員でその職務の等級が1等級のもの） 3,500円 子のうち16歳～22歳の者につき 5,000円 加算	同 じ	
	貝塚市派遣職員 配偶者 6,500円 配偶者（一般行政職の職員でその職務の等級が1級及び2級のもの） 3,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 父母等（一般行政職の職員でその職務の等級が1級及び2級のもの） 3,500円 子のうち16歳～22歳の者につき 5,000円 加算		
住 居 手 当	契約者本人で家賃支払い者（限度額28,000円）	同 じ	
通 勤 手 当	交通機関利用者 実費（6箇月定期券相当額）を支給 交通用具使用者 通勤距離・使用用具に応じて支給	同 じ	

議案第 4 号

公平委員会の委員選任につき
同意を求めるについて

公平委員会の委員に次の者を選任したいので、地方公務員法
第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 28 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管 理 者 酒 井 了

記

- | | | | |
|---|------|--------|--|
| 1 | 住 所 | 岸和田市 | |
| 1 | 氏 名 | 池内 清一郎 | |
| 1 | 生年月日 | | |